

たじみ男女共同参画サロン ほっと

『ほっと』は、市民のみなさんが自由に集い、ほっとする場、ホットな意見交換ができる場であることをめざしています。グループで参加されても、一人で参加されてもOKです。

悩みごと相談

1人で悩んでいませんか？

自分のこと、家族のこと、職場のこと・・・

さまざまな悩みを女性アドバイザーに相談してみましょう。

多治見市役所子ども支援課の女性相談員も相談に応じます。

情報交換・情報発信

グループ活動の情報交換や交流の場としてご利用いただけます。

また、男女共同参画に関する講座案内、情報紙など資料があります。

参考資料の貸し出し

女性の人権、仕事と子育ての両立など、

男女共同参画に関する図書・DVDを無料で貸し出しています。

グループの学習会などにもご利用ください。

開設日 毎月第3金曜日
午後1時～5時
場所 まなびパークたじみ
1階学習室 101

「来年主人が定年で家にずっと居ようになるの。どうしたら良いかしら」

とか

「子どもから手が離れたから、再就職したいけど、何から手をつければ良いかなあ」

など

アドバイザーに話してみませんか。話すことで、問題解決の糸口が見つかるかもしれません。

お気軽にお越しください。

男性の方もお待ちしております。

みんなでおしゃべりをして、
ストレスを発散しましょう！



図書・DVDの紹介

たじみ男女共同参画サロン「ほっと」が、所蔵している図書やDVDを紹介します。無料で貸し出していますので、ぜひお立ち寄りください。



『デートDV』
著：遠藤 智子
出版:KKベストセラーズ

携帯で行動チェック、ストーカー、嫉妬妄想、暴力をふるう…若者に急増する暴力支配から逃れ、命を守るための処方箋。



『それ恋愛じゃなくてDVです』
著：瀧田 信之
出版：WAVE出版

幸せな恋愛関係がいいはずなのに、見えない暴力によるコントロール関係に気づかない女性たちに向けたカップル間DV警告書！



『Q&A DVハンドブック
被害者と向き合う方のために』
著：DV問題研究所
出版：ぎょうせい

DVに関する基礎知識・法知識・被害者と向き合う際の心構え等を実例を基にQ&A形式で解りやすく解説する。



『配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法のしくみ～』(DVD)
内閣府男女共同参画局製作

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害。配偶者からの暴力の根絶を目指して法律の仕組みなどをわかりやすく紹介。

この情報紙へのご意見やお問い合わせはこちらまで。

発行：多治見市役所環境文化部くらし人権課 人権グループ
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地
電話 0572-22-1111 (内線1152) FAX 0572-25-7233
E-mail: kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp
HP: <http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/jinken/danjo/index.html>

Together

共に生き共に歩む

たじみ男女共同参画
情報紙
2013年
(平成25年)9月
第23号



「together たじみ男女共同参画情報紙」は、みなさまに男女共同参画に関する情報提供をすると共に、一緒に考え、作っていくみんなの情報紙を目指しています。あなたらしさ、わたしらしさ、個性が発揮できる社会、男女共同参画社会の実現に向け一緒に考えていきましょう。

平成25年度男女共同参画講演会・教師塾セミナー



平成25年8月23日(金)根本交流センターの大ホールで平成25年度男女共同参画講演会・教師塾セミナーを開催しました。

講師は、NPO法人参画プラネット常務理事の伊藤 静香(いとう しずか)さんにおられました。

「一人ひとりを大切にする関係づくりのために

～心が通い合う聴き方、伝え方～」

と題し、コミュニケーションを通じてお互いを尊重できる関係づくりについてお話をいただきました。

講演会の中で、先生は「まず5分、相手の話を聴きましょう。じっくり話を聴くことで関係づくりがうまくいくようになります。」と言われました。“じっくり”という点を考えさせられました。

普段講演会というと、講師の話を聴くだけという形式のものが多いのですが、今回はワークショップ形式を取り入れた講演会となりました。グループごとの話し合いが始まると、ホールの中の気温が上がったかのような熱気(!)にあふれた あっという間の1時間30分の講演会でした。



女性に対する暴力をなくす運動週間

11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間は、女性に対する暴力をなくす運動週間(内閣府提唱)です。

この運動は、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力の根絶を目指すための啓発活動のことをいいます。全国各地で、さまざまな啓発活動や講演会などが行なわれます。

詳細は、内閣府のホームページ http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html でご確認ください。



DV(ドメスティック・バイオレンス)って知ってる？



DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある（またはあった）者からふるわれる暴力のことです。

殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、さまざまな形態の暴力を使って、加害者は被害者を支配（コントロール）しようとします。

☆暴力のさまざまな形態

暴力には、さまざまな形態があり、単独で起きることもあれば、何種類かの暴力が重なって起きていることもあります。

身体的暴力
殴る、蹴る、髪を引っ張る、物を投げる、首を絞める など

精神的暴力
何を言っても無視する、口汚く罵る、脅す、恥をかかせる、など

経済的暴力
生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、金銭的な自由を与えない など

社会的暴力
人間関係・行動を監視する、実家や友人とのつきあいを制限する など

性的暴力
避妊に協力しない、中絶を強要する、見たくないのにポルノビデオなどを見せる など



☆暴力がもたらす影響

被害者は、骨折や打撲などの身体的な影響を受けるだけでなく、心にも深刻な影響を受けます。暴力を受け続けることで、気力を失ってしまうこともあります。また、傍で見ている子供たちにも深刻な影響を及ぼすこともあります。

心に受ける影響

- 安心や自己尊重感を奪う
- 自信がもてない
- 自責感情が強い
- うつ傾向にある
- 子どものケアができなくなる
- 孤独感、無力感が深い など



体に受ける影響

- 怪我、痛み、出血
- 妊娠、性感染症
- 心臓がドキドキして息苦しくなる
- よく眠れなかったり、寝すぎたりする
- 悪夢を見る など



子どもが受ける影響

- 父親への憎悪、恐れ
- 性格、情緒の歪み
- 不登校
- 嘔吐、おもらし、泣く、チック症状などが現れる など



一人で悩まないで！

まず相談しましょう。あなたの近くの専門の女性相談員に

市役所 子ども支援課 祝日を除く月～金曜日 9時から16時まで
Tel (0572) 22-1111 内線1269

それってデートDV？

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、おとなだけの問題ではなく、結婚していない恋人同士でも起こっています。これをデートDVといいます。

暴力というと、殴る、けるなど、からだへの暴力を思い浮かべる人もいるかもしれませんが、でも、それだけが暴力ではありません。相手を怖がらせたり、傷つけたりして、相手を自分の思い通りに動かそうとするのがDVです。そのためのすべての態度・行動が暴力です。

あなたと相手の関係は・・・？こんなことはありませんか？

- ・相手との約束を何よりも優先する
- ・いつも連絡がとれるようにしている
- ・自分のスケジュールは前もって伝えておく
- ・相手以外の異性とは仲良くしない
- ・携帯電話には異性の連絡先を入れておかない
- ・相手の機嫌をいつも気にしている
- ・相手の好みに合うように振舞っている
- ・怒鳴られたり暴力を受けたりするけれど、自分にも悪いところがあるからだと思ってしまう。
- ・暴力を振るわれたことがあるけれど、メチャクチャ優しいときもある

ひとつでも当てはまる
ことがあれば、
デートDVの可能性
があります！

こんな影響がでてきます

○身体的影響

けがをする・頭痛や吐き気がある・体が振るえたり、冷や汗をかいたりする・心臓が理由もなくドキドキする・ちょっとした物音や人影に驚く・妊娠や性感染症、中絶のおそれがあるなど

○心への影響

暴力を受けたことが信じられなく、ぼう然とする・長期間気持ちが落ち込む・自分のせいだと思い込む・「大したことはない」と忘れようとする・自分はダメな人間だと自分を責める・やる気が無くなる・涙も無く涙が出る・死にたくなるなど

○人間関係への影響

学校や職場に行けなくなる・友達がいなくなる・相手の許可がないと人と会えなくなる・好きな髪形にしたり服装にしたりできなくなるなど

DVをされているかも・・・と思ったら

交際相手からされたことで「イヤ」「怖い」と感じるものがあつたら、それはデートDVかもしれません。「自分が悪かったから・・・」と自分ばかりを責める必要はありません。ふたりの関係に変だなと感じる部分があつたら、まずはひとりで抱え込まず、相談しやすい人に相談してみましょう。親、先生、友だち以外にも、専門の相談窓口があります。

DVをしてしまったかも・・・と思ったら

あなたがしたことで、交際相手に嫌な思いや怖い思いをさせて、傷つけてしまったら、それはデートDVかもしれません。暴力はどんな事情があつても、許されるものではありません。「デートDVをしたかも・・・」と気づけたことは、ふたりの関係をよりよいものにするために、とても大切なことです。相手のことを尊重し、自分の気持ちを暴力ではなく言葉で伝えてみましょう。

相談は市役所子ども支援課へ

祝日を除く月～金曜日 9時から16時まで
Tel (0572) 22-1111 内線1269

青少年の悩み相談窓口

青少年SOSセンター[毎日24時間（ただし、20:00から翌9:00は緊急のみ）]
Tel 0120-247-505 Fax 0120-505-783 メール sos505@fancy.ocn.ne.jp